

事務連絡
令和5年6月15日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人 日本バス協会
総務部

第73回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
への協力について（依頼）

平素より当協会の活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記“社会を明るくする運動”は、政府の安全・安心な国づくりに向けた取組の一つとして毎年実施されており、当協会は、本運動を推進する中央推進委員会の構成団体となっております。

今般、法務省保護局長より、別添のとおり7月の本運動強化月間・再犯防止啓発月間を中心とした協力について依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、本運動の趣旨をご理解いただきますとともに、傘下会員事業者へ各地元の保護観察所等から本運動への協力依頼があった場合には、可能な範囲で適切なお対応をいただけるよう周知をお願いいたします。

令和5年6月13日

第73回“社会を明るくする運動”
中央推進委員会構成団体 各位

第73回“社会を明るくする運動”
中央推進委員会事務局
法務省保護局長 宮田 祐良

第73回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本運動については、政府における安全・安心な国づくりに向けた取組の一つとして、内閣総理大臣からのメッセージを発出するなど、政府一丸となって進めているところです。第73回となる本年も、別添実施要綱に基づき、より一層強力に本運動を推進することとしております。

また、今回の運動を象徴するポスターと合わせて、ショートアニメーション等のデジタルを含めた各種コンテンツも準備しております。詳細は別紙を御確認願います。

本運動が真に成果を挙げるためには、貴団体の御協力を頂戴することが特に意義深いものと考えております。

この運動の趣旨を御理解いただきますとともに、7月の本運動強調月間・再犯防止啓発月間を中心とした御協力につき、格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。